

大月市電話詐欺等抑止電話装置貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における電話詐欺等の被害防止を目的として、電話詐欺等抑止電話装置（以下「装置」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象世帯)

第2条 大月市電話詐欺等抑止電話装置貸出事業の対象世帯は、次に掲げる要件のすべてを満たす世帯とする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 65歳以上の高齢者世帯又は日中、高齢者のみ在宅する世帯であること。
- (3) 犯罪捜査及び詐欺被害防止に協力できる世帯であること。
- (4) その他市長が特に装置の貸出しを必要と認める世帯であること。

(装置の貸出し)

第3条 装置は、本体、ACアダプター、モジュラーケーブル及び取扱説明書とし、1世帯につき1台を貸し出すものとする。

2 装置の型式は、通話録音型又は着信拒否型とし、いずれかを選択できるものとする。

(貸出期間)

第4条 装置の貸出期間は、3年間とする。ただし、貸出期間を延長することが効果的であると認めるときには、更に貸出期間を3年間延長することができることとし、当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(費用負担)

第5条 装置の貸出しは、無料とする。ただし、貸出期間中の装置の使用に係る電気料金、電話契約に係る費用、装置に付帯するサービスが発生する場合の使用料金及び修理費用並びに使用中に係る費用は、装置の貸出しを受けた世帯（以下「使用者」という。）の負担とする。

(申請方法)

第6条 装置の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大月市電話詐欺等抑止電話装置貸出申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

2 第4条ただし書の規定により装置の貸出期間を延長しようとする申請者は、大月市電話詐欺等抑止電話装置貸出期間延長申請書（様式第2号）により市長に申請するものとする。

(貸出決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、装置を貸し出すことが適当と認めるときには、保有する台数の範囲内において、大月市電話詐欺等抑止電話装置貸出決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 装置を適切に使用すること。

(2) 装置を処分し、又は目的以外に使用しないこと。

(3) 装置を転貸、売却又は譲渡しないこと。

(4) 装置を市の区域以外で使用しないこと。

(装置の設置)

第9条 装置の設置は、使用者が行うこととする。ただし、設置が困難な世帯については市に設置を依頼することができるものとする。

(装置の返却)

第10条 装置の貸出期間中に、死亡、転出その他の理由により貸出対象世帯でなくなったとき、又は装置が不要となったときは、市長に装置を返却しなければならない。

(貸出決定の取消し)

第11条 市長は、申請者が虚偽の申請その他の不正な行為により貸出しの決定を受けたときは、第7条の決定通知書を取り消し、装置の返却を求めるものとする。

(事故及び損害の免責)

第12条 市長は、使用者に貸し出した装置によって発生した事故及び損害に対して、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

年 月 日

（あて先）大月市長

（申請者） 住 所
氏 名 印
電話番号
使用者との関係（ ）

大月市電話詐欺等抑止電話装置貸出申請書

大月市電話詐欺等抑止電話装置貸出事業実施要綱第6条第1項の規定により、電話詐欺等抑止電話装置の貸出しを申請します。なお、申請に当たっては裏面の大月市電話詐欺等抑止電話装置貸出事業に関する誓約事項に同意します。

□申請者に同じ 使用者	氏名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日生	年齢	(歳)
	住所	〒 大月市		
	連絡先 (装置設置 予定番号)	【固定電話番号】 () -		
緊急時連絡 先	続柄			
	氏名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日生	年齢	(歳)
	住所	〒		
	連絡先	() -		
装置型式の希望	通話録音型 ・ 着信拒否型			
設置方法	設置を自分で行います ・ 設置を依頼します			
装置が必要な理由				

【使用者同意書】

私は、大月市電話詐欺等抑止電話装置貸出事業による電話詐欺等抑止電話装置の貸出しを受けるに当たり、上記の申請内容、裏面の誓約事項並びに市が行う私及び私の世帯の住民登録情報の確認に同意します。

年 月 日 署名 _____ 印

※この申請書の個人情報装置の貸出手続き以外には利用いたしません。

~~~~~以下担当処理欄~~~~~

|         |            |
|---------|------------|
| 設置予定日   | 年 月 日 時 分頃 |
| その他特記事項 |            |

(裏面)

大月市電話詐欺等抑止電話装置貸出事業に関する誓約事項

- 1 大月市から貸出しを受けた電話詐欺等抑止電話装置（以下「装置」という。）は、取扱説明書に沿って適切に使用します。
- 2 装置は、市の承諾を得ることなく処分しません。
- 3 装置は、電話詐欺等を防止するために使用し、その他の目的に使用しません。
- 4 装置は、転貸、売却又は譲渡しません。
- 5 装置は、市の区域以外で使用しません。
- 6 装置の貸出期間中に、死亡、転出その他の理由により貸出対象でなくなったときは、装置を返却します。
- 7 不要となったときは、装置を返却します。
- 8 私が虚偽の申請その他の不正な行為により装置の貸出しを受け、装置の返却を命じられたときは、その求めに応じ、装置を返却します。
- 9 装置によって発生した事故及び損害の一切の責任は私が負います。

年 月 日

（あて先）大月市長

（申請者）住 所  
氏 名 印  
電話番号  
使用者との関係（ ）

大月市電話詐欺等抑止電話装置貸出期間延長申請書

年 月 日付けで貸出決定書を受けた大月市電話詐欺等抑止電話装置貸出事業について、大月市電話詐欺等抑止電話装置貸出事業実施要綱第6条第2項の規定により、装置の貸出期間の延長を申請します。なお、申請に当たっては裏面の大月市電話詐欺等抑止電話装置貸出事業に関する誓約事項に同意します。

|                |                     |                   |    |      |
|----------------|---------------------|-------------------|----|------|
| □申請者に同じ<br>使用者 | 氏名                  |                   | 性別 | 男・女  |
|                | 生年月日                | 年 月 日生            | 年齢 | ( 歳) |
|                | 住所                  | 〒<br>大月市          |    |      |
|                | 連絡先<br>(装置設置<br>番号) | 【固定電話番号】<br>( ) - |    |      |
| 緊急時連絡<br>先     | 続柄                  |                   |    |      |
|                | 氏名                  |                   | 性別 | 男・女  |
|                | 生年月日                | 年 月 日生            | 年齢 | ( 歳) |
|                | 住所                  | 〒                 |    |      |
|                | 連絡先                 | ( ) -             |    |      |
| 延長理由           |                     |                   |    |      |
| 延長期間           |                     | 年 月 日から 年 月 日まで   |    |      |
| 装置が必要な理由       |                     |                   |    |      |

【使用者同意書】

私は、大月市電話詐欺等抑止電話装置貸出事業による電話詐欺等抑止電話装置の貸出期間の延長を受けるに当たり、上記の申請内容、裏面の誓約事項並びに市が行う私及び私の世帯の住民登録情報の確認に同意します。

年 月 日 署名 \_\_\_\_\_ 印

※この申請書の個人情報情報は装置の貸出手続き以外には利用いたしません。

~~~~~以下担当処理欄~~~~~

| | |
|---------|-------|
| 設置日 | 年 月 日 |
| その他特記事項 | |

(裏面)

大月市電話詐欺等抑止電話装置貸出事業に関する誓約事項

- 1 大月市から貸出しを受けた電話詐欺等抑止電話装置（以下「装置」という。）は、取扱説明書に沿って適切に使用します。
- 2 装置は、市の承諾を得ることなく処分しません。
- 3 装置は、電話詐欺等を防止するために使用し、その他の目的に使用しません。
- 4 装置は、転貸、売却又は譲渡しません。
- 5 装置は、市の区域以外で使用しません。
- 6 装置の貸出期間中に、死亡、転出その他の理由により貸出対象でなくなったときは、装置を返却します。
- 7 不要となったときは、装置を返却します。
- 8 私が虚偽の申請その他の不正な行為により装置の貸出しを受け、装置の返却を命じられたときは、その求めに応じ、装置を返却します。
- 9 装置によって発生した事故及び損害の一切の責任は私が負います。

大月市指令第 号
年 月 日

（あて先）申請者

大月市長

印

大月市電話詐欺等抑止電話装置貸出決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、大月市電話詐欺等抑止電話装置貸出事業について、大月市電話詐欺等抑止電話装置貸出事業実施要綱第7条（第1項、第2項）の規定により、次のとおり装置を貸し出すことに決定しましたので通知します。

1 使用者

| | |
|-----------------|-------------------|
| 氏名 | |
| 住所 | 〒
大月市 |
| 連絡先
(装置設置番号) | 【固定電話番号】
() - |
| 装置型式 | |

2 貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで

【 貸し出します。
期間を延長して貸し出します。 】

3 依頼事項

- (1) 申請書提出時の誓約事項を遵守すること。
- (2) この決定通知書を貸出期間中保管すること。